平成20年1月21日宣告 平成19年(わ)第998号 傷害被告事件

主

被告人は無罪。

理由

1 本件公訴事実は、「被告人は、平成19年8月18日午後11時45分ころ、神戸市a区b台c丁目d番e号のラウンジ「A」店内において、B(当時59年)と飲酒していたところ、同店での自己の飲食代金を上記Bから支払ってもらえないことに立腹し、同人に対し、その左示指にかみつき、よって、同人に加療約15日間を要する左第指(示指)爪剥離の傷害を負わせたものである。」というのであり、弁護人は、被告人は、当時同店内において上記Bと飲酒していたことはあるものの、同店での自己の飲食代金を上記Bから支払ってもらえないことに立腹したことも、同人に対し、その左示指にかみついたこともないから、被告人は無罪であると主張し、被告人もこれに沿う供述をしている。

当裁判所は、被告人が当時同店内において、上記Bに対し、その左示指にかみつき、よって、同人に加療約15日間を要する左第 指(示指)爪剥離の傷害を負わせた事実は認定できるが、被告人の本件傷害行為は、Bと同店のオーナーであるCとの共謀による暴行という急迫不正の侵害に対し、自己の身体を防衛するため已むことを得ざるに出た正当防衛に該当すると判断した。以下その理由を説明する。

2 前提となる事実等

関係証拠によると,以下の事実が認められる。

(1) 被告人は,本件の数か月前に,本件ラウンジのオーナーであるC次いでBとラーメン店で知り合い,以後Cらの誘いで本件ラウンジ等で一緒に飲酒するなどしていた。なお,Bは,本件の17,8年前にCの経営する飲食店に客として出入りしたことからCと知り合い,友人としての付き合いをしていた。Bらは,被告人について氏素性等は知らなかったが,飲酒の際女性もいた方が面

白いということで継続的に被告人を誘い、被告人の飲食代を負担することが多かった。

(2) 被告人は,本件当日の昼ころ,Bらの誘いで,B及びCが飲食していたお好み焼き屋に合流し,Cらのおごりでカラオケ店,ラーメン店とはしご酒をした後,合流することになっていた居酒屋が休みであったことから一旦は別れて帰宅したものの,再びBらの誘いで本件ラウンジに合流した。

そして,被告人,Bのほか,客として来ていたDらがカウンターで飲酒し, 同店の経営者であるEがその相手をしていた。

その後Cが客の写真を撮ることとなり、EとD、被告人とDらの写真を撮っていた。

その後,時期がBの本件負傷の前か後かについて争いはあるものの,Cが撮った被告人の胸(乳房が見える状態)の写真を巡って,被告人とCらとの間に暴力沙汰になるトラブルが発生した。

- (3) 本件当時,各負傷の先後関係は別にして,店内において,Bが加療約15 日間を要する左第 指(示指)爪剥離の傷害を負い,被告人が加療約11日間 を要する顔面・背部打撲,両下腿・両前腕打撲のほか,右手薬指の爪がはがれ る傷害を負った。
- (4) また、被告人が店の外に出て助けを呼んだことから、Cは、分が悪くなるということもあって、前記Bの負傷につき警察に110番通報をした。

なお、店内で発生したトラブルについて、Bは、Bと被告人との間にBが被告人から指をかまれる事件が生じた旨供述し、Eは、Bと被告人との間に前記事件が生じた後、Cと被告人との間に被告人の胸(乳房が見える状態)の写真を巡るトラブルが生じた旨供述し、被告人は、Cとの間に被告人の胸の写真を巡るトラブルが生じた後、Cのほか、BさらにはEから暴行を加えられた旨供述しており、これらの供述によれば、トラブルの内容や時期は別にして、Bに関しては、被告人以外にトラブルの相手となる者はなく、被告人に関しては、B

又はCがトラブルの相手であったことになる。

そうすると, Bの負傷については,被告人の関与による可能性が高く,被告 人の負傷については, B又はCの関与による可能性が高いと認められる。

- 3 Bの負傷及び被告人の負傷に関するBら関係者及び被告人の供述の信用性について
 - (1) 各供述の要旨

Bの供述

Bは、店のカウンターで被告人と隣同士で座り飲酒しているうちに口論となり急に被告人から指をかまれて負傷し、かまれた指を外すため被告人に対し顔面を殴るなどしたかもしれないし、Bが負傷後腹立ちの余り被告人の足を蹴ったりしたため被告人が負傷した可能性がある。EがBの指をかんだ被告人を制止するためカウンターの外に出て被告人とつかみ合いになった。CやEが被告人に暴行を加えたかどうか分からないし、被告人の負傷への関与については見ていないので分からない。被告人が横になったり転んだりしたことは全然見ていない。また、Bがかまれる前被告人がどういう文句を言ったが覚えていないし、Bが被告人の飲食代を支払わないと言ったが、その理由は分からない。

なお,Bの負傷のトラブルの前にCが客Dらの写真を撮る場面はあったが, そのトラブル後そのような写真を撮るような場面はなかった。

被告人が本件で逮捕・勾留された後,Bが頼んだことはないが,CからDが被告人との接見に行ったと聞いた。

Eの供述

Eは、被告人が店のカウンターでBと隣同士で飲酒しEはカウンター内で接客していた。被告人がBに絡み暴言を吐いていた。その後、Cが客Dの求めによりDとEの写真を撮り、これに被告人も加わりDと被告人の写真を撮った。その後、Eがカウンター内でDの応対をしていると、被告人とBの双

方が立ち上がって被告人がBの指をかんでいるのを目撃し,双方を引き離そうとしたが,離れずその後はカウンターで飲酒していたDの相手をしていた。被告人がBをかむのをやめ双方が離れた後Cが2階から降りてきて被告人の希望により乳房が見える状態で被告人の胸の写真を撮ったところ,被告人がその写真の消去を求めCからカメラを引ったくり壁にぶつけた上,再びBに襲いかかろうとした。そこで,Eがそれを制止すると,カウンター上にあったビールのジョッキを持ってEに殴りかかり,Cがそれを見て制止し被告人を店の外に連れ出した。EやCが被告人に暴行を加えたことも被告人との間でつかみ合いになったこともない。Bが被告人を殴ったり蹴ったりしたのは見ていない。

被告人の供述

店のカウンターで隣同士で飲酒していたBが被告人に一緒に寝てくれと何度も言い、被告人がこれを断ると、被告人の飲食代を支払うのをやめると言い、被告人は、Bから離れDの隣の席に移動した。その後、Cが客Dらの写真を撮っているうちに、被告人の乳房が見える状態の胸の写真を撮ることを求め、顔を写さないことを条件にしぶしぶ応じた。ところが、約束に反し被告人の下向きの顔も写っていたことから消去を求めたところ、胸をアップにしただけで消去しなかったことから、何度も消去を求めた。すると、Cが、「お前しつこいんじゃ」などと言って、5、6回カウンターの前の椅子に座っている被告人の両耳や頬を手の平ではたいた上、10回くらい被告人の髪を持ち頭部をカウンターの上に落として額をぶつけるなどの暴行を加えた。その途中でCがBの名前を呼ぶや、Bもこれに加わり被告人の後ろから両肩や腕の辺りを押さえ付けた。その後Bが被告人がかみついたと言って被告人を押さえるのをやめたが、その時被告人はBの指をかんではいない。その後、EがCと替わり、被告人の髪を持ち引っ張り、被告人を椅子ごと床に転倒させ、さらに、被告人の髪を持ち、トイレの前まで仰向けの状態で引きずった。

被告人が四つんばいの状態で逃げようとすると、Bが被告人の腰を蹴り、Eが被告人の首をゴルフのパターで引っかけた上、被告人の背中を叩くなどの暴行を加えた。その後店の外に出て110番通報をしようとしたり、外にいた通行人等に助けを呼んだりした。

なお,本件の初公判の数日前Dが接見に来てBが被告人がかんだことを認めれば告訴を取り下げると言っていると被告人に伝えた。

(2) 各供述の信用性の検討

各供述の信用性を検討する前に、各供述者の立場や利害関係を見ると、Bと被告人の双方が負傷していることから、その原因や責任を巡って各関与者と思われる者が自己の責任を矮小化しようとする可能性があり、また、被告人と比べてCとEやBとの親密度から、C・EとBが互いにかばい合う可能性があると思われる。

そこで、まずBの供述の信用性を検討すると、被告人とBがカウンターの隣同士で飲酒しているうちに被告人がBの指をかんだ点においてEの供述と一致しているが、被告人の犯行の経緯・態様があいまいであり、動機にも疑問が残ること、被告人の負傷の原因について必ずしも説明できておらず、C・Eの関与があいまいで肯定していない点について同人らをかばっているのでないかとの疑いを払拭できないこと、特にCと被告人との被告人の胸の写真を巡るトラブルについて被告人やEと異なり全く言及していない点において不自然であり、Cとの従前の関係から同人をかばっているのでないかとの疑いを払拭できないことからすると、その信用性に疑問が残る。

次に、Eの供述の信用性を検討すると、前記のとおり、Bの供述と一致する部分があるが、被告人の犯行の経緯等が明確でなく、一旦Dと機嫌良く写真を撮ってもらっていた被告人が事に及ぶ動機も不可解であること、被告人の負傷の原因について全く説明できておらず、自己やCのみならずBの暴行を否定している点についてもBの暴行を認めるBの供述と異なる上、自己の責任の矮小

化やCらをかばっているのでないかとの疑いを払拭できないこと、被告人がBをかんでいる最中にEが再びDの接客をしている点や被告人がBをかんだというトラブルが発生した後に何もなかったかのようにCが被告人の希望により被告人の胸の写真を撮るという点も不自然であり、後者の点はBの供述と異なっていることからすると、その信用性に疑問が残る。

他方、被告人の供述については、Bの負傷について説明がつかず、前記のとおり、Bの負傷については、被告人の関与による可能性が高い情況と合わないこと、CやBらから暴行を加えられて全く抵抗らしい抵抗をしていないというのも不自然であることから、その信用性に問題はあるものの、被告人の負傷の経緯、態様については具体的で臨場感に富み傷害結果とも符合していることからすると、ある程度の信用性が認められる。

4 Bの負傷の原因等について

Bの負傷の原因についてみると,前記のとおり,被告人の関与による可能性が高い情況があることからすると,その経緯・態様はともかくこれに合致する限度でB及びEの供述の一部は信用できるのであり,被告人がBの指をかんで傷害を負わせたこと自体は明らかである。

しかし、その経緯については、前記のとおり、BやEの供述を信用することはできず、前記のとおり、当時店内においてCが撮った被告人の胸(乳房が見える状態)の写真を巡って、被告人とCらとの間に暴力沙汰になるトラブルが発生しており、その発生時期について、被告人とBとの間のBの負傷に関するトラブルの後新たに生じたというEの供述は信用できず、むしろ唯一のトラブルであったという被告人の供述の方が流れが自然であって信用できる。そして、この点に関する被告人の供述のうち、Bが被告人への暴行に及ぶCに加勢して被告人を押さえた際に被告人からかまれたと述べていることを合わせ考慮すると、この時点で被告人がBの指をかんだものと認定するのが相当である。もっとも、被告人の供述については、Cらから受けた暴行の回数・態様・程度について誇張の嫌いがあ

り,一方的で被告人のほうで抵抗らしい抵抗をしていない点で不自然さが否めず, Eが供述するように,被告人がその写真の消去を求めてこからカメラを引ったくり壁にぶつけるなどの実力行使に出た可能性も否定できない。しかしながら,被 告人がこらから暴行を加えられる前の段階において,こらと殴り合い等身体に対する直接的な暴行を伴う喧嘩争闘に発展することを予想して積極的加害意思で行為に出たと認めるに足る証拠はなく,被告人の供述を全面的に排斥することができない以上,被告人の弁解をある程度基にして判断せざるを得ない。そして,その弁解によれば,被告人の本件Bに対する傷害行為は,Bと同店のオーナーであることの共謀による暴行に対応する形でなされている上,被告人とBの双方の負傷の部位・程度及び受けた加害行為の危険性との間にそれほど遜色がなく防衛行為としての相当性も認められることからすると,Bらの共謀による暴行という急迫不正の侵害に対し,自己の身体を防衛するため已むことを得ざるに出た正当防衛に該当するといえる。

5 よって、被告人の本件傷害行為は、刑法36条1項に該当し、正当防衛として 罪とならないものであるから、刑事訴訟法336条により、被告人に対し無罪を 言い渡すこととし、主文のとおり判決する。

平成20年2月5日

神戸地方裁判所第4刑事部

裁判官 岡田信